

し、子供はそれぞれの責任を分担しながら育てましようというふうな離婚も、これからは珍しくななくなつてくるんだらうと思つております。

いづれにせよ、今回は、単独親権制度のもとでも非親権者との面会交流というものが適切に実行されれば、子の利益は図られていくので、子の利益を図るために共同親権でなければいけない、そういうところまでは今まだ至つていないんだと思つております。

○城内委員 私、戦後の行き過ぎた個人主義で、子供がいるにもかかわらず、安直な離婚というものが非常にふえているような感じがいたしました。もちろん、DVだとかいろいろなきまざまな理由があつて離婚をするということは、これはもう当然認められるべきだと思つていますが、やはりそういう風潮に歯どめをかける必要はあるんじゃないかな、私は個人的にはそういう立場で考えておる次第でございます。

もう一点ですが、民法七百六十六條の改正に關連しての質問ですが、特に現行法の規定では、裁判所の面会交流命令に監護者が従わなくても、その監護者が親権を喪失したり、あるいは監護者から子供を取り上げて非監護者の方に移すというふうなことはほとんどないというふうに向つていゝんですね。それを知つていて、確信犯で行動している監護者が、一方の非監護者に子供を一切面会させないというふうなことを、いわゆる連れ去りですね。それで、いや、どうしても会いたいといつて、その一方の元配偶者、あるいはまだ協議離婚が成立していない配偶者が来て、子供に会わせると言つたら、警察を呼ばれて追ひ返されたとか、誘拐だとか言われたとか、そういう事態がどうもかなりあるそうです。

これは、私は、明らかに子供の利益、児童の利益に反するといふふうな考へておられますけれども、この点について最高裁の方の見解をいたしたいと思います。

○豊澤最高裁判所長官代理者 親権者、監護権者の指定等につきまして、いづれも、各個別の事案

に応じて家事審判官が判断いたしておるわけでございます。

その種の事件におきましては、双方の親あるいは子供に關するさまざまな事情を総合的に検討する、そういった判断枠組みのもとで、一方の親が他方の親の同意なく子を連れて別居し、その後、面会交流に応じないといった点につきましても一つの事情として考慮されており、事案に応じて、子の福祉の観点から、適切な考慮、判断がなされていくものと承知いたしております。

○城内委員 今御答弁ありましたけれども、実態は、私はいろいろ調べたら、やはり連れ去つちやつた方が勝ちみたいな、その後、連れ去られたと感じている方が言つてもなかなか会わせてくれないという実態があつて、強制力もありませんし、さらに、会わせてくれと行つたら、まだ離婚が成立していないけれども、既に事実上の内縁の夫ないし妻がいて、追ひ返されるといふケースが非常に多いといふふうに向つております。

この民法七百六十六條の改正で面会交流をどう進めようといふことは大変結構なことではありますけれども、では、実態が本当に改善されるかといふと、やはりそこら辺は、きちんと運用を各裁判所がやつていかないと、改善されないんじゃないかと思つてます。

この点、実は、アメリカのカリフォルニア州では、離婚時に裁判所が子供の監護権者を決定する際に、友好的な親かどうか、要するに、離婚はするけれども、一方の親にちゃんと会わせようよと約束してくれ、そういう場合を監護者として指定する一つの判断基準にとつていゝ。いや、もう離婚した以上は絶対に会わせませんよといふようなフレンドリーじゃない親は、なるべく監護者にさせない、そういう基準を採用しているようにすけれども、この点について大臣はどのようにお考えでしょうか。

○江田国務大臣 別れる場合に、子の監護者を決

める。そのときに、相手に対してどちらの方がより寛容であるか。片方が、いや、月一回会わせまう、もう片方は、いやいや、月に二回は会わせまう、それなら、その月二回会わせる方を監護者に決めよう、そういうルールといふんですか、裁判所のやり方、これは一つの考え方だとは思いますが、子の利益の判断に当たつて、そのほかにもいろいろ考えなきゃならぬ点はいっぱいありまして、この点だけを判断基準とするのはちよつと相当でない。しかし、重要な指摘だと思つてます。

○城内委員 いずれにしましても、監護者のエゴ、あるいは監護者が親権を既得権として一方の非監護者の権利を排除するような事例、これはやはり児童の福祉、権利という観点からも、あつてはならないことだと私は思つてます。虐待といつたような特異なケースを除いて、やはりこれは運用面、あるいは基準をしっかりとつて、そういうエゴあるいは既得権化が行われないようにしていかないと、何度も言いますように、法律は改正しました、しかし、絵にかいたもちで、実態は余り変わつていませんといふことになりかねないのではないかと思つてますので、その点についてぜひ今後の検討課題としていただきたいといふふうに向つております。

最後に、もう時間がほとんどありませんけれども、人権侵害救済機関の設置について質問をさせていただきます。

これは報道によることですが、今日十三日に民主党が、川端達夫衆議院議院運営委員長を座長として、人権侵害救済機関検討プロジェクトチームを開いたといふふうに向つて報道されております。その中で、内閣府の外局として、人権侵害を調査し、勧告する権限を持った独立機関を設置する法案を今国会に出す方向で協議を始めたといふことが伺われます。川端座長は、その中で、一刻の猶予も許されぬ、政権交代をしたのだから、大きな一歩を踏み出したといふ述べたとあります。そしてさらに、来る五月上旬までに党内合意を図

るといふ方針である、そういう報道がされてい

私は実は、民主党の中にも、若手の議員の方と何人か交流しておりますが、彼らは反対だと。党内にそういう反対論が根強いといふふうには理解してはいるんですが、大臣はこうした反対論が所属されている民主党内にあるといふふうに向つて認識されていましてどうか。

○江田国務大臣 民主党もなかなか幅広く、いろいろ意見があることは承知しております。

○城内委員 もう質問時間が終了しましたが、幅広い意見があるという意味ではなくて、それはもう当然ですよ。しかし、そういった反対意見にもぜひしっかりと耳を傾けていただいて、これまで大臣にも何度も質問させていただいてるような、人権委員の選出方法をどうするかとか、あるいは、まさに人権救済機関をつくつたらどれだけコストがかかるのか、こういった点もしっかりと数字を出していただいて、私は反対の立場ですけれども、つくるといふのはしっかりと数字と証拠で示していただきたいと思つてます。

以上、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○奥田委員長 これにて本案に対する質疑は終局をいたしました。

○奥田委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、民法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○奥田委員長 この際、ただいま議決いたしましたし